妙高市地域づくり協議会　備品貸出ルール

　妙高市地域づくり協議会が所有・管理する備品は、以下のとおり貸し出しを行います。

１．対象団体

① 妙高市地域づくり協議会の加盟団体

② 町内会や大字、自治会などの地域コミュニティ団体

③ 市民活動団体（ＮＰＯ、福祉事業所、社会教育登録団体含む）

④ 小・中・高校など（主に運動会の熱中症対策としてのテントと放送設備）

⑤ 備品管理団体（地域共生課・両支所（その他の課は含まない）、ＮＰＯふるさとづくり妙高）

⑥ その他の市内団体など（市役所各課含む）

※個人や営利目的の団体、民間企業等への貸し出しは行わない。

２．貸出備品

・ 別紙のとおり

【テントの貸し出しについて】

|  |  |
| --- | --- |
| 団　　　体 | 貸出可能テント |
| ① 妙高市地域づくり協議会の加盟団体  ② 町内会や大字、自治会などの地域コミュニティ団体 | ・かんたんテント  ・組立式テント |
| ③ 市民活動団体  ④ 小・中・高校など  ⑤ 備品管理団体  ⑥ その他の市内団体など | ・組立式テント |

**※かんたんテントの貸し出しは地域づくり協議会の①、②団体のみ**

３．使用方法

・ 備品の使用にあたっては、事前予約・申請が必要。

・ 申請受付期間は、団体によって異なる。

【申請受付期間】

|  |  |
| --- | --- |
| 団　　　体 | 受付期間 |
| ① 妙高市地域づくり協議会の加盟団体  ② 町内会や大字、自治会などの地域コミュニティ団体  ③ 市民活動団体  ⑤ 備品管理団体 | 備品を使用する日の  　１２０日前から可能 |
| ④ 小・中・高校など  ⑥ その他の市内団体など | 備品を使用する日の  　６０日前から可能 |

【使用手順】

　　　①仮予約（備品管理施設へ電話）

　　　　　　↓

　　　②「備品貸出許可申請書」を提出（申請書は各施設、ホームページにあり）

　　　　　　↓

　　　③備品貸出許可

　　　　　　↓

④備品貸し出し

　　　　　　↓

　　　⑤備品の返却

４．使用料

・ 無料　（印刷機のみ有料）

５．貸出条件

① 貸出期間は、原則、７日間まで。

② 活動が営利目的の場合、貸し出しは行わない。

６．その他

① 貸出備品を使用目的以外に使用した場合や活動等が法令に違反する場合は、直ちに貸出備品を返却すること。

② 貸出備品に、万が一損傷等があった場合は、返却時に必ず申し出ること。

※申し出なかった場合は、今後の貸し出しを行わないので注意すること。

また、取り扱いが乱暴な場合も同様とする。

　（例：テントを濡れたまま返却する、机が汚れたまま返却する　など）

③ 備品の損傷等があった場合は、修理に必要な経費を使用団体から負担してもらう。

ただし、部品の消耗や経年劣化などによる破損は、協議会が負担する。